# 氷見市農業委員会　定例総会議事録

（令和８年度１０月度）

１　日　　時　　令和８年１０月１日（木）
開会：午後３時２７分
閉会：午後４時２５分

２　場　　所　　氷見市役所Ａ棟２階　全員協議会室

３　出席委員　　１４名
１番　栗山　敬行　　２番　髙木　良治　　３番　向　　悟司
４番　中谷内　裕一　５番　伊東　　翼　　６番　村　　幸三
７番　三島　幸浩　　８番　桶元　勝範　　９番　西塚　信司
１０番　中　　勇治　１１番　上野　和枝　１２番　杉本　　章
１３番　宮木　克幸　１５番　東海　くるみ

４　欠席委員　　１名
１４番　池田　　貢

５　議　　題　　第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件　…１件
第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件　…３件
第３号議題　非常災害の特例となる軽微な農地改良取扱要領の制定（案）について

６　出席した事務局等職員　４名
局長　長谷川　智弘　局長補佐　清水　徹夫
局長補佐　川﨑　隆之　事務員　松村　涼子

７　総会の概要

はじめに、会長挨拶後、農業委員会憲章の朗読を※※委員の主唱により、全員で唱和する。次に、会長が議長として進行し、委員過半数の出席により総会は成立していることを報告し、議事録署名委員として※※委員、※※委員を指名する。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件の１件につきまして、事務局の説明を求める。

（事務局）　　（事務局より説明）

□議長（会長）　事務局の説明後、異議又は質問を求める。

……発声なし……

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認する。

□議長（会長）　次に、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件の３件につきまして、事務局の説明を求める。

（事務局）　　（事務局より説明）

□議長（会長）　質問を受ける前に、本日９月２８日に行われました※※委員と事務局員による現地調査につきまして、※※委員から報告を求める。

（※※委員）　今回の案件につきまして、今回の案件につきまして、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。また、隣接農地耕作者からの承認及び「氷見市土地改良区」からの同意も得られている旨を報告する。

□議長（会長）　事務局の説明と※※委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問を求める。

……発声なし……

□議長（会長）　無いようでございますので、異議がないと認め、第２号議題『農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件』につきましては、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとする。

□議長（会長）　次に、第３号議題　非常災害の特例となる軽微な農地改良取扱要領の制定（案）についてにつきまして、事務局の説明を求める。

（事務局）　　（事務局より説明）

□議長（会長）　事務局の説明後、異議又は質問を求める。

（※※委員）　　取扱要領（案）に耕作放棄地、耕作放棄地などの表現が混ざっているが、どちらが正しいものか？

（事務局）　　耕作放棄地が正しい。

（※※委員）　　災害復旧や農地改良には長期間要すると思うが、３か月以内とは工事期間であるか？それとも土砂搬入のみの期間であるか？

（事務局）　　土砂搬入期間が３か月以内である。

（※※委員）　農地改良の完了までは長期間かかると思うが、その完了まで農業委員、推進委員で確認しておかないといけなくなるか？農地改良というと内容が明確ではないと思われる。

（事務局）　　土砂搬入後の完了を確認するもので、そのような表現に変更させていただく。

□議長（会長）　　第３号議題　非常災害の特例となる軽微な農地改良取扱要領の制定（案）についてにつきまして、土砂搬入など分かりやすい表現に変更することとして承認する。

□議長（会長）　付議案件は以上です。本日の案件は、全て終了する。
これで氷見市農業委員会１０月度定例総会を終了する。

氷見市農業委員会総会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和８年１０月１日

議　　長

署名委員

署名委員